

第202100162077号  
令和3年10月7日

各介護サービスを運営する法人の代表者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長  
( 公 印 省 略 )

鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例等の施行について必要な事項を定める要綱等の一部改正について (通知)

日頃、本県の介護保険施策の推進について、御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年4月の介護保険制度の改正に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が一部改正され、本県においても、下記のとおり、条例及び施行規則の一部改正を行ったところです。

この度、条例及び施行規則の一部改正に伴い、鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例等の施行について必要な事項を定める要綱等について、下記のとおり、一部改正しましたので、通知します。

なお、本要綱等は令和3年4月1日から適用することとし、「介護保険法改正（平成28年4月1日施行）に伴う鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例等及び同条例施行規則等の解釈の一部改正について（通知）（平成28年4月8日付第201600003525号鳥取県福祉保健部長寿社会課長）」は、令和3年3月31日をもって廃止します。

## 記

### 1 改正する要綱等

- ・鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例等の施行について必要な事項を定める要綱（別紙1）
- ・鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例等及び同条例施行規則等の解釈について（別紙2）

### 2 改正理由

- ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。
- ・その他、軽微な修正を行う。

※条例、条例施行規則の条ずれへの対応など形式的なものであり、解釈が変更となるものではない。

3 条例及び施行規則の名称等

	条例	規則
名称	鳥取県軽費老人ホームに関する条例等の一部を改正する条例（令和3年鳥取県条例第16号）	鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則等の一部を改正する規則（令和3年鳥取県規則第19号）
公布日	令和3年3月30日	令和3年3月31日
施行日	令和3年4月1日	令和3年4月1日

4 3により、改正が行われた条例及び施行規則の名称等

※介護保険法関係の条例及び施行規則のみ抜粋。

	条例	規則
名称	鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例 （平成24年鳥取県条例第76号）	鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則 （平成25年鳥取県規則第23号）
	鳥取県介護保険施設に関する条例 （平成24年鳥取県条例第77号）	鳥取県介護保険施設に関する条例施行規則 （平成25年鳥取県規則第24号）
	鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例 （平成24年鳥取県条例第78号）	鳥取県指定介護療養型医療施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第25号）

5 鳥取県ホームページの掲載先

<https://www.pref.tottori.lg.jp/211443.htm>

**【担当】**

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地  
鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課  
介護保険・施設担当 上田

電話：0857-26-7175

ファクシミリ：0857-26-8168

電子メール：choujyushakai@pref.tottori.lg.jp